

## 自立支援医療（精神通院）経過的特例に関する Q&A

- Q1 経過的特例の延長はいつごろ決まりますか。
- A1 令和3年3月末の見込みです。なお、今回は平成30年3月30日に政令改正が行われ延長が決定されましたが、平成29年12月末に厚生労働省より延長見込みの通知がありました。
- Q2 経過的特例の延長されるかどうかについて、どのように確認したらよいですか。
- A2 厚生労働省より延長の有無について連絡がありましたら、栃木県精神保健福祉センターのホームページや市町の窓口等に掲示します。
- Q3 経過的特例が延長されなかった場合は、どうなりますか。
- A3 自立支援医療の対象外となります。なお、市町村民税の所得割の額が23万5千円未満となれば自立支援の対象となりますので、保険証の変更などで世帯の所得区分が変わる方はご相談ください。
- Q4 経過的特例の延長が決まる前に、令和3年4月以降の継続申請の手続きは出来ますか。
- A4 延長の見込みが示された後は継続申請が可能です。その場合、受給者証の発行は4月以降となります。

経過的特例とは、市町村民税所得割の合計が23万5千円以上であっても  
重度かつ継続に該当する場合は自己負担上限額を月額20,000円とするもの

### 【問い合わせ先】

栃木県精神保健福祉センター TEL028-673-8785

お住まいの市町担当窓口

管轄の健康福祉センター